

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文  
(抄)

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。